

郵便入札について

社会福祉法人清和会

1. 郵便入札とは

郵便入札とは、従来の入札参加者が入札会場に足を運んで入札書を提出する方法と異なり、あらかじめ指定された日時までに、郵便により入札書を提出する方法により行う入札をいいます。

2. 入札書の提出方法等

- (1) 内封筒には「理事長名、入札件名、開札日、入札者住所、商号、代表者名」を記載し、代表者印を押印してください。また、「入札書在中」と表記してください。（「入札書封筒の記載方法等」参照）
- (2) (1)のうち封筒に入札書を入れ封印します。入札条件で必要としている書類（例：建設工事の場合の工事費内訳書）がある場合は、その書類も同封します。
- (3) 外封筒には宛先と入札参加者のほか、提出期限を記載してください。また、「入札書在中」と表記してください。（「入札書封筒の記載方法等」参照）
- (4) (2)の内封筒（封印した入札書）を③の外封筒に入れて、一般競争入札の公告又は指名競争入札の執行通知記載の提出先に一般書留郵便、又は簡易書留郵便で郵送してください。外封筒には複数の内封筒（封印した入札書）を入れて提出してもかまいません。
- (5) (1)の内封筒に2枚以上の入札書を入れないでください。
- (6) 郵送にあたっては、郵便事情を考慮し提出期限までに到達するように余裕を持って発送してください。

3. 入札書の提出期限

- (1) 入札の提出期限は、一般競争入札の公告又は指名競争入札の執行通知に、それぞれ記載します。原則として開札日前日の午後5時が入札書提出期限となります。
- (2) 入札書提出期限が過ぎて到達した入札書は、受付をしないものとします。

4. 入札辞退届の提出期限

- (1) 入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を郵送により入札書の提出期限までに提出してください。

5. 開札について

- (1) 開札は、一般競争入札の公告又は指名競争入札の執行通知に記載された開札

- 日時に、開札場所において行います。
- (2) 初回入札において落札者が決定せず、再度入札を行う場合は、初回入札執行後、速やかに、1回目の最低入札価格及び再度入札の入札書提出期限を電話又はファックス等で、入札参加者に通知しますので、提出期限までに再度、入札書を郵送してください。
 - (3) 落札となるべき同額の入札者が2者以上あるときは、当該入札をした者の出席を求め、くじ引きで落札者を決定します。また、出席を求めても出席をしないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

6. 入札結果について

- (1) 落札者には、入札終了後速やかに、電話又はファックス等により連絡し契約締結に必要な事項を指示します。
- (2) 入札結果は、社会福祉法人清和会ホームページに掲載します。

7. その他注意事項

- (1) 提出した入札書は、引換え・変更・取消しをすることが出来ませんので、提出する前に十分確認してください。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、入札書は無効となり、入札に参加できません。
 - ア 入札書提出期限までに、入札書が到達しないとき。
 - イ 指定された以外の方法により入札書を提出したとき。